

新発田宿舎浄化槽ブロワ交換

令和5年11月10日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

1 工事概要

工事件名： 新発田宿舎浄化槽ブロワ交換

工事場所： 新潟県新発田市大手町6丁目4-16 西宮内字赤沼1183 陸上自衛隊新発田宿舎

工事期間： 契約日から、令和6年3月29日まで

工事概要： 下記による。

浄化槽用ばっ気ブロワ 撤去・新設 2台

2 共通仕様

- (1) 本特記仕様書及び図面は、本工事に必要な事項について規定する。
- (2) 本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省制定「公共建築（改修）工事標準仕様書」（機械設備工事編）（現行版）によるほか、（以下、「標準仕様書」）関係諸法令に基づき実施するものとする。

3 特記事項

- (1) 一般共通事項は、下表のとおりとする。

No	項 目	細 部 事 項	備考
1	協 議	本特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。	
2	軽 微 な 変 更	現場の納まり状況等により、材料・寸法・位置・工法等について、やむを得ず軽微な変更の必要が生じた場合には、速やかに監督官に報告のうえ、その指示に従うものとする。 ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。	
3	施工計画書及び 施工図	施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し、工事着手前までに監督官に提出し、確認を受けるものとする。 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受けるものとする。	
4	現 場 管 理	受注者は、本工事に必要な現場代理人等を適切に指定し、関係法令に基づき現場管理を行わせ、防災に努めるものとする。 危険性のある場所には、危険表示等の処置を行うものとする。	
5	施 工 条 件	施工時間は、平時の0815～1700までとする。	
6	安 全 管 理	施工場所及び作業中の安全確保を十分に行うものとし、自衛隊施設や自衛隊員等に危害・障害を与えた場合は、受注者の責任において復旧又は補償を行うものとする。	

No	項 目	細 部 事 項	備考
7	発 生 材	本工事の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」、その他関係諸法令を遵守し、建築副産物の適正な処理を行うものとする。その結果について、マニフェスト等の写しを工期内に提出するものとする。 発生材のうち、金属類の有価物については、監督官の指示する場所に計量し集積するものとする。	
8	環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場搬入に際し監督官の点検を受け合格したものを使用するものとする。 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含まないものとする。	
9	材料の品質等	使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。 使用材料は、図面に記載している品番又はその同等品以上とし、同等品を使用する場合も、監督官の承諾を受けるものとする。 図面に記載している品番及び数量は参考とする。	
10	工 事 写 真	工事写真は、施工前・施工中・施工後及び隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況、使用材料及び使用器材について撮影するほか、監督官の指示する箇所及び使用材料を撮影し、写真帳A4版に整理のうえ、1部提出するものとする。	
11	書 類 手 続	提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出するものとする。	
12	立 入	受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 外国人建設就労者を工事に従事させる場合は、監督官が指示する書類を作業従事開始3週間前までに提出し、許可を得た後に作業に従事させるものとする。	
13	秘 密 厳 守	本工事により知り得た内容に関して、監督官の許可なく漏洩してはならない。	
14	電気・水の使用	本工事で使用する電気・水は、受注者にて準備するものとする。 やむを得なく設備を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置するものとする。この場合の支払いは別に示すものとする。	

(2) 特記事項は、下表のとおりとする。

No	項 目	細 部 事 項	備考
1	撤 去 工 事	・既設機器の撤去に際しては、周囲に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。 ・既存変圧器内の油は事前に官側が回収するものとし受注者が関係法令に基づき適切に処置するものとする。	
2	仮 設 工 事	・足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。	
3	電 気 設 備 工 事	・機器の接続に際し第二種電気工事士以上の資格を保有する者が行うものとする。	
4	機 械 設 備 工 事	・交換に際し消泡ポンプ槽を高圧洗浄を実施するものとする。 ・標準仕様書1.3.5による他、槽内に進入する際は酸素濃度を測定し適正濃度を確認したのちに作業を行うこと。	
5	使 用 材 料 (参考品番)	・既存ばっ気ブロワ：40A 1.1m³ × 0.3kg/cm² × 1.5Kw ・新設浄化槽ばっ気ブロワ：新明和 RB402H 200V 50Hz 同等品 (接続材・パッキン・SUSチェーン等含む)	
6	そ の 他	・本工事が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事完了後 1 箇年とする。	

圖修先：業務隊管理科 2 階

入門受付

出入口

配置図 S=NTS

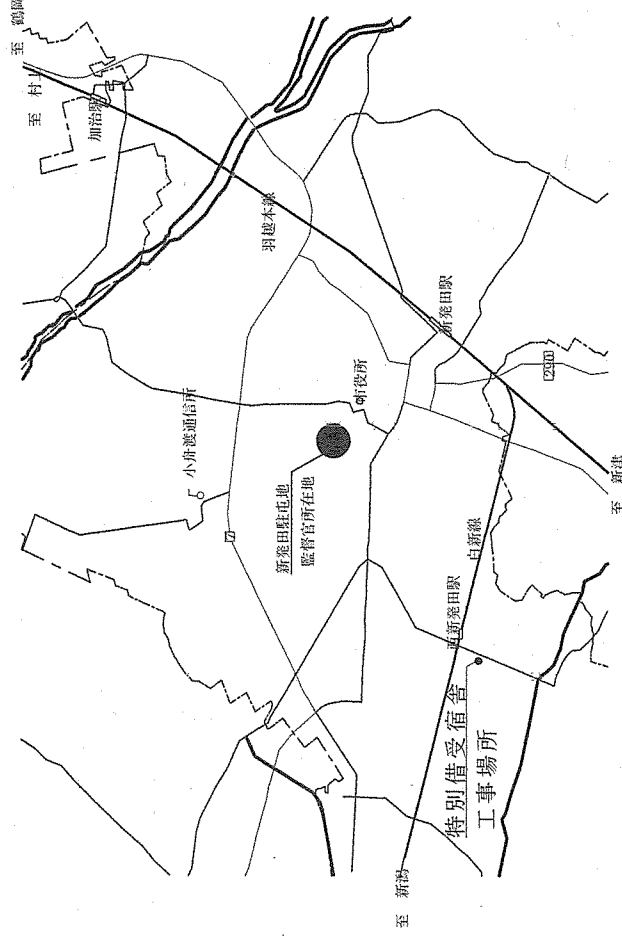
工事場所

水田

至新発田市街地

県道

至豊浦



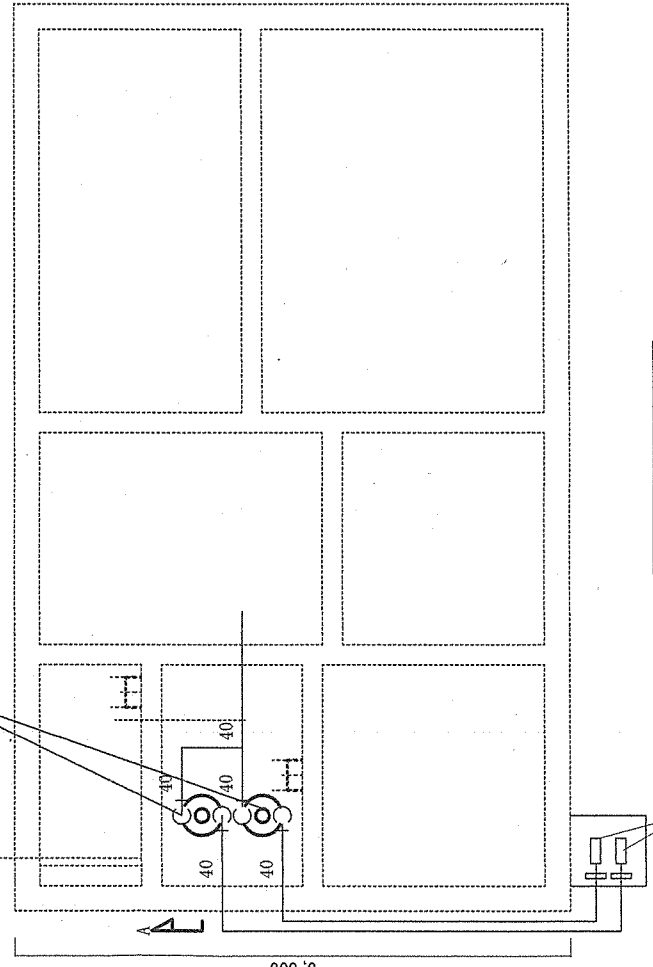
案内図 S=NTS

工事件名	新発田宿舎浄化槽プロワ交換	図面番号	5 / 6
図面種別	案内図・配置図	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 新 発 田 駐 屯 地 業 務 隊			

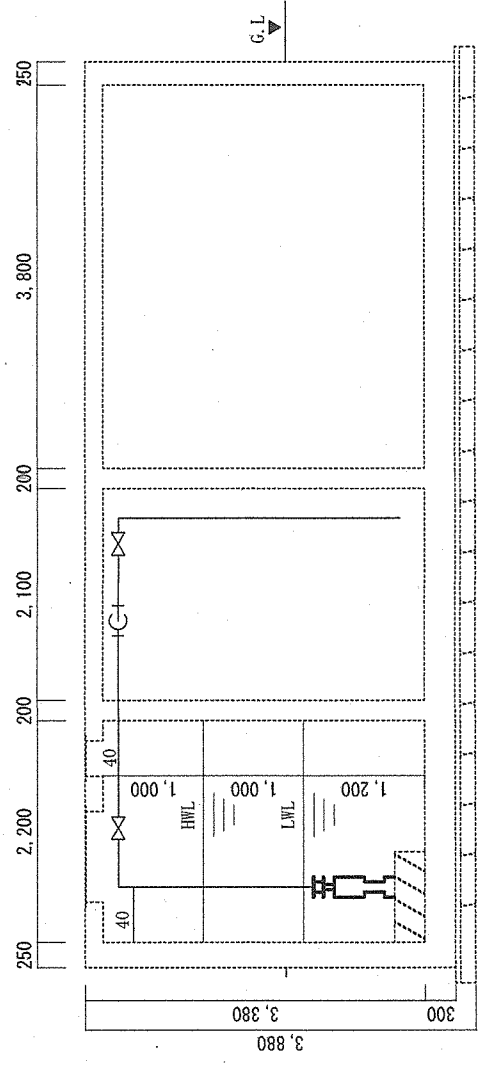
(許可なく複製を禁ずる。)

9,000

浄化槽プロロ撤去・新設
2台



槽内標準平面図 S=1/50



A-A' 断面図 S=1/75

工事件名	新発田宿舎浄化槽プロロポンプ交換	図面番号	6 / 6
図面種別	平面図	縮 尺	1/75
陸 上 自 衛 隊 新 発 田 駐 屯 地 業 務 隊			
(許可なく複製を禁ずる。)			